生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づく訴訟参加について

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護受給者から取得した損害賠償請求権に基づく訴訟参加について

下記のとおり訴訟に参加する。

記

1 訴訟当事者

参加人 町田市森野二丁目2番22号 町田市

原告

被告

2 訴訟の目的

交通事故の被害者である生活保護受給者(以下、「被保護者」という。)が提起した訴訟に参加し、原告である被保護者に対して、被保護者の請求にかかる債権のうち医療費の損害賠償請求権が町田市に属することを確認し、被告である加害者に対して、医療費の損害賠償として3,899,820円の支払いを求める。

3 事件概要

2014年11月13日に、被保護者が信号機のない交差点において歩いて道路を渡ろうとしたところ、加害者が運転する自動車に衝突され、負傷した。被保護者は、加害者が本件事故についていっさい責任はないとして医療費を支払わず、示談交渉にも応じないため、2016年5月27日に損害賠償の支払いを求める訴訟を提起した。

本件事故による医療費については、直ちに加害者からの賠償が見込めなかったため、町田市はやむを得ず被保護者に対し医療扶助の給付を行い、生活保護法第76

条の2により被保護者から損害賠償請求権を医療扶助の給付額の限度で取得した。 これにより、被保護者が提起した訴訟に当事者として参加するものである。